

事務連絡  
令和3年4月23日

各 

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について  
(周知)

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。

緊急事態宣言下における各種健診等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」の「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」に示しているので、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いする。

なお、本通知における「集団で実施するもの」や「個別で実施するもの」の基準については、本通知の別紙1のQ&Aにあるように「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断いただくようお願いする。

(参考) 令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>

<問い合わせ先>

厚生労働省医政局歯科保健課

TEL 03-5253-1111 内線 (2553)

FAX 03-3595-8687

Mail shikahoken8020@mhlw.go.jp